

モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業) Q&A

事業全般に関するご質問

No.	質問	回答
申請関係		
1	応募様式1の「申請者」は誰にすればよいか。	会社の代表者等権限のある方が申請者です。 会社の代表者等権限のある方が他の方に権限を委任している場合は、権限の委任を受けた方が申請者となることができますが、委任状等の提出が必要となります。
2	応募様式1-2(共同申請者用)の、「申請者」は誰にすればよいか。	ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者が代表事業者となります。
3	応募様式1の別紙1(実施計画書兼実施報告書)の「事業実施責任者」は誰にすればよいか。	会社等の組織において、補助事業に関わる業務を実際に行う部署の責任者(部長等)としてください。
4	応募様式1の別紙1(実施計画書兼実施報告書)の「連絡窓口担当者」は誰にすればよいか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、当機構と連絡を取り合える方としてください。 なお、窓口となる方の連絡先(書類を受領する住所等)を記入してください。
5	審査項目はどのような内容か。	モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業)公募要領の 9.補助事業の採択 の記載内容をご覧ください
6	申請受付窓口はどこか。	「一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部」が申請受付窓口となります。
7	応募様式1に代表者印は必要か。	押印は不要です。
8	申請は電子メール以外の方法でも構わないか。	基本的には、電子メールによる申請をお願いしております。
9	申請内容に関して質問がある場合、どうしたらよいか。	当機構ホームページに掲載している指定の質問用紙を使用し、メールで照会してください。

モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業) Q&A

No.	質問	回答
申請の辞退等		
10	応募申請後、諸事情により申請を辞退等する必要があるが生じた場合、どのように対応すればよいか。	応募申請を辞退等する場合、必ず当機構に連絡してください。申請後に辞退等する旨の申し出があった申請については、申請書類は返却いたしません。
補助事業で導入した財産の処分		
11	補助事業で取得した財産について、何かしらの事情で処分する必要がある生じた場合、制限はあるのか。どのような手続きが必要か。	取得財産等のうち、その財産の法定耐用年数の期間が経過するまで、国土交通大臣の承認を受けずに譲渡等を行うことができません。仮に当該制限期間内に処分しようとする場合は、事前に処分内容等について国土交通大臣の承認を受ける必要があります。
補助対象経費		
12	補助対象経費とは何を指すのか。	補助対象経費とは、補助事業を行うために直接必要な経費であり、具体的には、公募要領の 5. 補助対象経費 (1)、(2) に記載している経費です。 補助対象経費の注意点として、公募要領 「応募申請に当たっての留意事項等」に詳細を記載しておりますのでご参照ください。
13	補助対象外経費に該当するのはどのような経費か。	補助対象外経費の代表例は次の経費です。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設・設備等の撤去費、廃材の運搬費・処分費、移設等に係る経費 ・当該補助事業の目的に寄与しない周辺機器、オプション品等に係る経費 ・車両購入に必要な法定費用(税金、保険料等)、登録に必要な費用(印紙代、ナンバープレート代等)、検査・整備費用(登録代行手数料、納車整備費) ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等の経費 ・汎用性のあるスマートフォン、PC等に係る経費 ・既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る経費 ・官公庁等への申請、届出等に係る経費 ・補助金への応募・申請手続に係る経費
14	採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額した場合、補助金額の増額は可能か。	採択通知に記載された額が、補助金交付金額の上限です。

モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業) Q&A

No.	質問	回答
利益等排除		
15	補助対象経費の中に自社製品の調達があるが、この場合、「利益等排除」の対象となるか。	補助対象経費の中に自社製品の調達等がある場合は利益等排除の対象です。 補助事業において、補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費が含まれる場合、補助対象経費の実績額の中に申請者の利益が含まれることとなり、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えます。このため、申請者の自社製品の調達等により補助事業を行う場合は、原価をもって補助対象経費に計上します。
16	100%同一資本のグループ会社又は関係会社から設備を調達した場合、利益等排除は必要か。	100%同一の資本のグループ会社又は関係会社であっても、法人格の異なる会社からの調達等に係る経費であれば利益等排除の対象外です。自社調達でないものは利益等排除の対象ではありません。
他の補助金との併用		
17	予算制度に基づく国の負担又は他の補助金と併用することは可能か。	本事業の補助事業により導入する設備等については、補助対象事業の基本的要件に適合するものとして、国からの他の負担又は補助金(負担金、利子補給金等を含む。)を受けていないこととしていますので、他の負担又は補助金と併用することはできません。 また、地方公共団体等からの負担又は補助金との併用は可能ですが、併用する場合には、地方公共団体等の負担又は補助金の制度が、本補助制度と併用できる仕組みになっている必要があります。 地方公共団体等の負担又は補助金の制度が、本補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、本補助事業の補助金交付額は、地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。地方公共団体等の負担又は補助金と併用する場合は、申請の際、地方公共団体等の負担又は補助金の交付要綱等を提出してください。
18	本事業により導入する設備等は国からの負担又は他の補助金を受けてはならないという条件があるが、過去に補助金を受けていた場合も該当するののか。	補助を受ける事業について、国からの負担又は他の補助金を受けていない(重複受給はない)ことが条件であり、過去の負担又は補助金は該当しません。
消費税		
19	消費税は補助対象か。	消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下の申請者については、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない申請者 ②免税事業者である申請者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)申請者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の申請者 ⑤地方公共団体の一般会計である申請者

モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業) Q&A

No.	質問	回答
ファイナンスリース		
20	ファイナンスリース取引とは、どのようなリース取引か。	リース取引を途中で解約できず(ノンキャンセルブル)、また、リース資産に係るコストをすべて負担する義務(フルペイアウト)を負うリース取引のことです。
21	転リース取引は当該補助の対象か。	転リース取引は補助対象となりません。
22	ファイナンスリースを活用する場合の注意事項は何か。	ファイナンスリースを活用する場合については、「補助金を受けない場合のリース料」から「補助金を受けた場合のリース料」を差し引いて補助金相当分が減額されていること、法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用することが契約内容に含まれていることが必要です。
23	リース会社が申請した事業で、補助金返還に当たる事由があった場合、補助金を返還するのはリース会社か。	代表申請者であるリース会社に補助金の返還を命ずることとなります。
その他		
24	補助金はいつ頃入金されるのか。	申請者が交付申請書兼完了実績報告書を提出し、当機構からの交付決定通知書兼交付額確定通知書の通知を受けた後、申請者から精算払請求書を提出して頂きます。その後、当機構から補助金を振り込むこととなります。
25	補助金は誰に振り込まれるのか。	当機構から申請者(代表申請者)に振り込みます。
26	法定耐用年数の期間内に会社の社名変更や合併によって使用者名が変わった場合、補助金の取扱いはどうなるのか。	合併や分割などにより使用者名を変更する場合は、変更に係る申し出等の手続きが必要です。
27	法定耐用年数の期間内に、使用者を支店から本店に変更することは問題ないか。	会社の組織内で使用者を変更する場合は、変更に係る申し出等の手続きが必要です。
28	補助金の支払い後に、国や当機構が調査を行うことはあるか。	補助対象の設備等の状況の確認を含めて、国や当機構が現地調査を行う場合があります。

モーダルシフト等推進事業費補助金(コンテナ専用トラック等導入事業) Q&A

よくあるご質問		
No.	質問	回答
1	2023年1月からの電子車検証はその写しを添付すればよいか。	電子車検証の場合は、電子車検証の写しではなく「自動車検査証記録事項」の写しを添付してください。
2	応募様式1の別紙1 2. 本事業申請の目的等、事業の概要(3)事業の主たる実施場所は、RORO船トレーラ等の場合どのように記入すべきか。	車検証(電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」)に記載のある「使用の本拠の位置」を記入してください。
3	コンテナ専用トラック等とあるが、アーム式脱着ボデー車(大きなフックの付いたアームでコンテナをつかみ、バルクコンテナ等を引き上げることが可能な車両)も対象となるか。	アーム式脱着ボデー車は対象外です。
4	公募要領 5. 補助対象経費の(1)に緊締装置の架装に必要な経費が補助対象経費とあるが、コンテナ専用トラックの車両自体は補助対象となるのか。	コンテナ専用トラックの車両自体の費用は補助対象とはなりません。
5	緊締装置付きのコンテナトレーラの新車の購入の場合は車体費用は補助対象になりますか。	補助対象になります。
6	倉庫事業者が、コンテナ倉庫を設置するためにコンテナ専用トラック等を導入する場合は補助対象となるか。	公募要領の 2. 補助事業の応募事業者(2)補助金の応募申請できるもの に記載があるように、貨物鉄道又は内航船舶を利用して運送する貨物の集貨及び配達を行う第二種貨物利用運送事業者等を対象としていますので、補助対象となりません。
7	コンテナ専用トラックに異なる緊締装置(ツイストロック・半自動式中央緊締装置)が混在している車両は対象となるか。	異なる緊締装置(ツイストロック・半自動式中央緊締装置)が混在していても対象となります 実施計画書兼実施報告書の3 導入するコンテナ専用トラック等の仕様で詳細を記載してください。
8	すでに発注や契約が行われている補助対象設備は対象外か。	発注や契約日は問わず、公募開始日以降に登録(新車を新規登録する場合に限る。)されたコンテナ専用トラック等の緊締装置、または公募開始日以降に登録(新車を新規登録するものに限る。)された緊締装置付きコンテナトレーラが対象です。
9	補助事業により納品された設備・機器は、何らかの表示が必要か。	補助事業により納品された設備・機器には、国土交通省補助事業である旨を明示したプレートを取り付けてください。 ※公募要領 14. 交付申請及び交付決定に必要な手続等について(4)補助事業明示プレート を参照してください。